

# 平城宮東方官衙地区の調査

平城第 621 次調査記者発表資料

2021 年 2 月 17 日（水）

奈良文化財研究所 都城発掘調査部（平城地区）

※現地説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためおこないません。

調査成果を Youtube「なぶんけんチャンネル」において 2 月 20 日までに公開予定。

調査面積：780 m<sup>2</sup>（うち 256 m<sup>2</sup>は第 35 次・第 615 次調査と重複）

調査期間：2020 年 3 月 16 日～継続中（4 月 9 日から 9 月 13 日まで中断）

東方官衙地区のうち、大型基壇建物 SB19000 を検出した平城第 615 次調査区の西隣部分を調査した。SB19000 が位置する区画の築地塀を検出するとともに、当該区画周辺における排水網があきらかになった。SB19000 が位置する基幹排水路 SD2700 の東岸部では、南北築地塀の下を通る石組暗渠と木樋暗渠を設け、区画内から SD2700 へ排水していたことが判明した。また、SD2700 西岸部でも木樋や瓦樋を繰り返し設けていることを確認したが、西岸部は東岸部に比べ相対的に簡素であり、重要施設である SB19000 が位置する東岸部により重厚で手厚い排水施設を設けている様子があきらかになった。とりわけ石組暗渠は、大型の石材を用いた構造で平城宮でも類例の少ない施設であり、これによって SB19000 を有する区画の重要性を改めて認識することができた。

## 1. 調査の経緯と目的

平城宮内には、天皇の居住空間である内裏、政治や儀式的中心となる大極殿・朝堂院などととも、行政の実務を行う官衙（＝役所）が設置された。これらの官衙は、平城宮内のいくつかのエリアにまとまって配置された。これらのうち、第二次大極殿・東区朝堂院の東側、東院地区との間にまとまって配置された官衙群を東方官衙と呼ぶ（図 1）。

奈良文化財研究所では、東方官衙地区の様相把握のため、継続的な発掘調査をおこなってきた（平城第 154 次・406 次・429 次・440 次・466 次・615 次）。第 154 次調査（1984～1985 年度）および第 406 次調査（2006～2007 年度）の成果から、今回の調査地周辺が、東西 51m、南北 120m 以上の規模をもつ築地塀（SC11500・SC11510・SC11520）により区画され、さらに東西築地塀 SC18975 により北区と南区へと 2 分割されていることを確認している（図 2）。

また、2019 年度の第 615 次調査では、大型基壇建物 SB19000 の規模と構造があきらかとなった。SB19000 は官衙域の建物としては特別に大きいもので、基壇規模は東西約 28.7m、南北約 16.9m、南面と北面にそれぞれ 3 つの階段が付く。SB19000 の両脇には、南北棟基壇建物 SB20200・20210 を検出し、SB19000 を正殿、SB20200・20210

ほか2棟の計4棟を脇殿とする建物配置もあきらかになった。これらの建物群の性格については、東方官衙地区の西を南流する平城宮内の基幹排水路 SD2700 から出土した既知の文字資料および平安宮の官衙配置から、太政官の弁官曹司と推定した。SD2700 は、特に上流部から官司名を記した木簡・墨書土器が多く出土しており、宮中枢部の様相解明において注目されてきた。

このように SB19000 が位置する区画（官衙区画 A 南区）（図2）の重要性が高まった一方で、当該区画の北限を画する東西築地塀 SC18975 についてはトレンチ調査（第406次）による部分的な検出であったため、その正確な位置や構造をあらためて確認する必要があった。また、第615次調査では南北築地塀 SC11520 を横断する石組暗渠 SX20220 を検出していたものの、詳細は未確認だった。その具体的な構造や機能をあきらかにし、すぐ西を流れる SD2700 との関係などとともに、当該区画における排水網の様相解明が求められた。あわせて、官衙区画の性格を推測するための資料を SD2700 から取得することが期待された。

そこで今年度は、築地塀による区画や、石組暗渠や SD2700 を利用した排水網など、当該区画の使用の実態を、一体的に把握することを主たる目的として、第615次調査区の西、第35次調査区の北東に調査区を設定した。調査面積は 780 m<sup>2</sup>、調査は 2020 年 3 月 16 日に開始し、現在継続中である。

## 2. 主な奈良時代の遺構（図3）

**南北築地塀**：調査区東北部で南北築地塀 SC11520 の延長部分を、新たに約 10.5m 分検出した。幅約 3.4m、高さ約 0.3m が遺存する。東雨落溝は現代水路により攪乱され遺存しないが、現代水路はほぼ東雨落溝の位置を踏襲しているとみられる。また、築地塀のすぐ西では南北方向の溝状遺構を検出した。西雨落溝の可能性がある。

**東西築地塀**：調査区東北部で東西築地塀 SC18975 の西延長部分を、新たに約 6.0m 分検出した。幅約 1.4m、高さ約 0.1～0.2m が遺存する。西端部で凝灰岩切石を検出し、これが西妻側の基壇外装と考えられることから、東西築地塀は南北築地塀に接続しない。北雨落溝である東西溝1（幅約 0.8m、深さ約 0.2m）は、南北築地塀の東雨落溝へ接続していたとみられる。南雨落溝である東西溝2（幅約 0.6～1.4m、深さ約 0.2～0.4m）は、後述する木樋暗渠へと接続し、SD2700 へと流れ込む。過去の調査成果も踏まえると、SC18975 の位置は、東方官衙地区の北を画する築地塀 SC11500 から南に約 44.3m（150 尺）となる。

**南北溝**：調査区東北で検出した素掘りの溝。約 3.2m 分を検出した。南は東西溝1（東西築地塀の北雨落溝）へ接続し、北は調査区外に延びる。幅約 0.4～0.6m、深さ約 0.2m。

**基幹排水路 SD2700**：調査区中央を貫流する南北溝。約 30.0m 分を検出した。幅約 6.2～7.3m、深さ約 1.5～1.6m。奈良時代前半から平安時代初頭頃までの堆積層を検出した。そのうち奈良時代では、機能時の堆積である砂礫層を計4層確認した（図4）。上流部では石組や木杭などによる護岸を検出していたが、今回は確認されなかった。

砂礫1：肩粘土1を西肩とする。奈良時代末～平安時代初頭頃。

砂礫2：肩粘土2を西肩、灰粘土を東肩とする。奈良時代後半。

砂礫3：肩粘土3を西肩、灰粘土2を東肩とする。奈良時代前半～中頃。

砂礫4：肩粘土4を西肩、灰粘土3を東肩とする。奈良時代前半。

**木樋暗渠**：調査区東北部で検出した、東からSD2700に注ぐ木樋暗渠。南北築地塀の下を通り、東西溝2（東西築地塀南雨落溝）に接続する。新旧2時期の木樋を上下2段に重なる状態で検出した。上段の木樋はくり抜き式で、長さ約6.5m、幅約0.2m、深さ約0.1m、厚さ約0.2mである。平瓦を蓋とすることを南北築地塀の直下で確認した。SD2700への出口付近では蓋石を1石のみ検出した。

下段の木樋は組合式で、長さ約7.6m前後、幅約0.4m、深さ約0.2m、厚さ約0.25mである。下段木樋の設置面は灰粘土上面と標高が揃うことから、奈良時代後半の砂礫2以前に機能していた可能性がある。

**石組暗渠**：調査区東南部で、第615次調査で検出した石組暗渠SX20220の西延長部分を新たに約3.0m分検出した。これにより、SX20220が自然石を底石、側石、蓋石に用いる全長約7.0m（蓋石部分は約4.2m）の石組暗渠であり、南北築地塀の下を通り東からSD2700に注ぐことを確認した。暗渠掘方の幅約1.2m、深さ約0.7m。蓋石の大きさは幅約0.9m、長さ約0.5m程度。石組の内法は、幅約0.6m、高さ約0.3m程度。SD2700への接続部付近では、石組を確認できず、開渠だったとみられる。機能開始期は確言できないが、奈良時代を通じて機能したとみても矛盾はない。

**木樋1**：調査区西北部で検出した、西からSD2700に注ぐ木樋。肩粘土2上に構築され、奈良時代後半の砂礫2にともなう。くり抜き式で、長さ約2.3m、幅約0.2m、深さ約0.05m、厚さ約0.2m。

**木樋2**：調査区西北部で検出した、西からSD2700に注ぐ木樋。木樋1の南に位置する。肩粘土3上に構築され、奈良時代前半から中頃とみられる砂礫3にともなう。木樋は腐食が進み、遺存状態は悪い。長さ約0.7m、幅約0.2m、深さ約0.02m、厚さ約0.05mのみが遺存する。くり抜き式か。

**瓦樋**：調査区西北部で検出した、西からSD2700に注ぐ瓦組の樋。木樋2を除去した下層で確認した。肩粘土4の上面に構築され、奈良時代前半の砂礫4にともなう。完形の平瓦を底面に使用する。南側面は平瓦の破材や凝灰岩切石を用いる。砂礫4の溝肩付近にも、この瓦樋の構築材とみられる凝灰岩と軒丸瓦が分布しており、本来はこの付近まで延びていたとみられる。

**掘立柱建物**：調査区西南部で検出した桁行5間、梁行2間の東西棟建物で、南面に廂が付く。第35次調査（1968～1969年度）で南面廂の西延長部分を4間分検出していることから、桁行5間に復元した。身舎の柱間は桁行・梁行ともに約2.7m（9尺）等間。廂の出は約3.3m（11尺）。木樋2・瓦樋の掘方と重複し、それより新しいことから、奈良時代後半のものと考えられる。

**南北塀1**：SD2700西岸で検出した調査区を縦断する掘立柱塀。さらに調査区外へ延びる。14間分を検出した。柱間は約2.0m（6.5尺）等間を基本とするが、木樋2および瓦樋が位置する北から6基目の柱穴は未確認で、その間の柱間が約4.0mと広がる。この位置関係から、木樋2ないし瓦樋と並存、もしくはより古い可能性が高く、奈良時代前半の遺構と考えられる。

**南北塀 2** : SD2700 西岸で検出した調査区を縦断する掘立柱塀。さらに調査区外へ延びる。14 間分を検出した。柱間は約 3.0m (10 尺) 等間。南北塀 1 と重複し、それより新しいことから、奈良時代後半の遺構と考えられる。

**南北塀 3** : 調査区西北で検出した掘立柱塀。調査区北端から南へ 3 間分を確認した。さらに調査区北外へ延びる可能性がある。柱間は約 2.7m (9 尺) 等間。

### 3. 出土遺物

SD2700 から多量の木簡・木器・金属器・土器・瓦埴類などが出土している。木器には箸、櫛、人形、漆ハケなどがあり、土器では墨書土器、定型硯、転用硯などが出土している。木簡については別紙の通り。

### 6. まとめ

①大型基壇建物 SB19000 が位置する区画（官衙区画 A 南区）周辺における排水網の実態があきらかになった。SB19000 が位置する基幹排水路 SD2700 東岸部では、石組と木樋という構造の異なる 2 本の暗渠を設け、区画内から SD2700 へ排水していたことが判明した。SD2700 西岸部でも木樋や瓦樋を繰り返し設けていることを確認したが、西岸部は東岸部に比べ相対的に簡素である。SB19000 が位置する区画を乾燥地として維持するため、東岸部により重厚で入念な排水施設を設けている様子があきらかになった。とりわけ石組暗渠は、大型の石材を用いた構造で平城宮でも類例の少ない施設であり、これによって SB19000 を有する区画の重要性を改めて認識することができた。

②今回検出した東西築地塀 SC18975 の位置は、東方官衙地区の北を画する東西築地塀 SC11500 から南に約 44.3m (150 尺) であり、第 406 次調査の成果を裏付けるとともに、SB19000 を囲う区画の北限を確定することができた。また、南北築地塀 SC11520 と東西築地塀 SC18975 の接続部の構造があきらかになった。東西築地塀は南北築地塀に接続しないことが判明し、南北築地塀の東雨落溝が南北に貫流していた可能性が高い。

③基幹排水路 SD2700 の規模や構造、およびその調査地周辺の様相をあきらかにした。SD2700 の上流部や下流部で知られていた石組や木杭による護岸施設は本調査区では確認していない。南北築地塀の下を通る東岸部の石組暗渠・木樋暗渠や、西岸部に繰り返し設けられた木樋や瓦樋との関係から、SD2700 が平城宮内における主要な排水路であることをあらためて確認した。

④SD2700 の西岸において塀や建物を検出し、当該地の土地利用の状況を知る手がかりを得た。

⑤SD2700 から多量の遺物が出土した。これらの資料は東方官衙地区の活動状況を研究するうえで基礎的な資料であり、今後の整理・検討を精力的に続けていきたい。

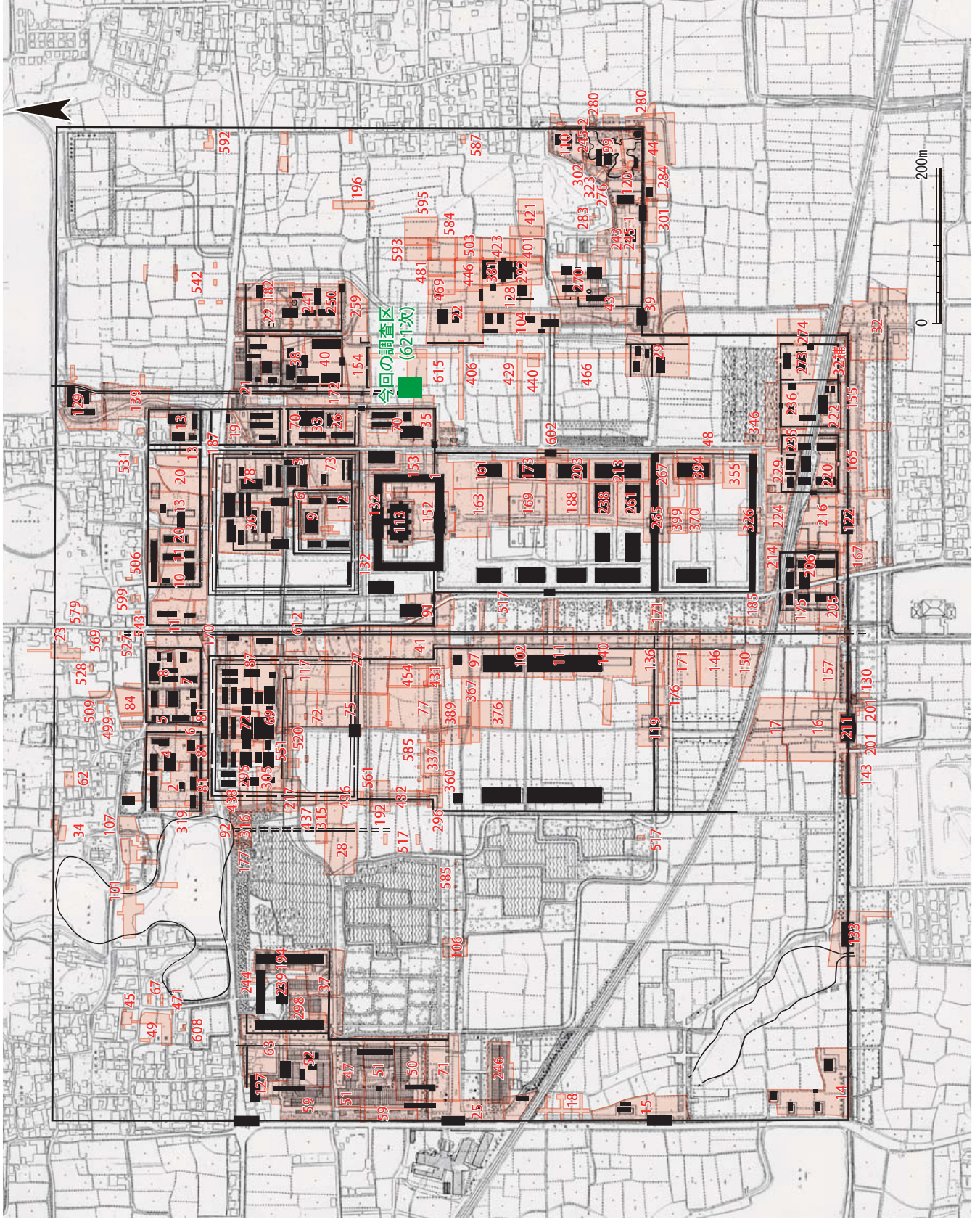


図1 今回の調査位置図

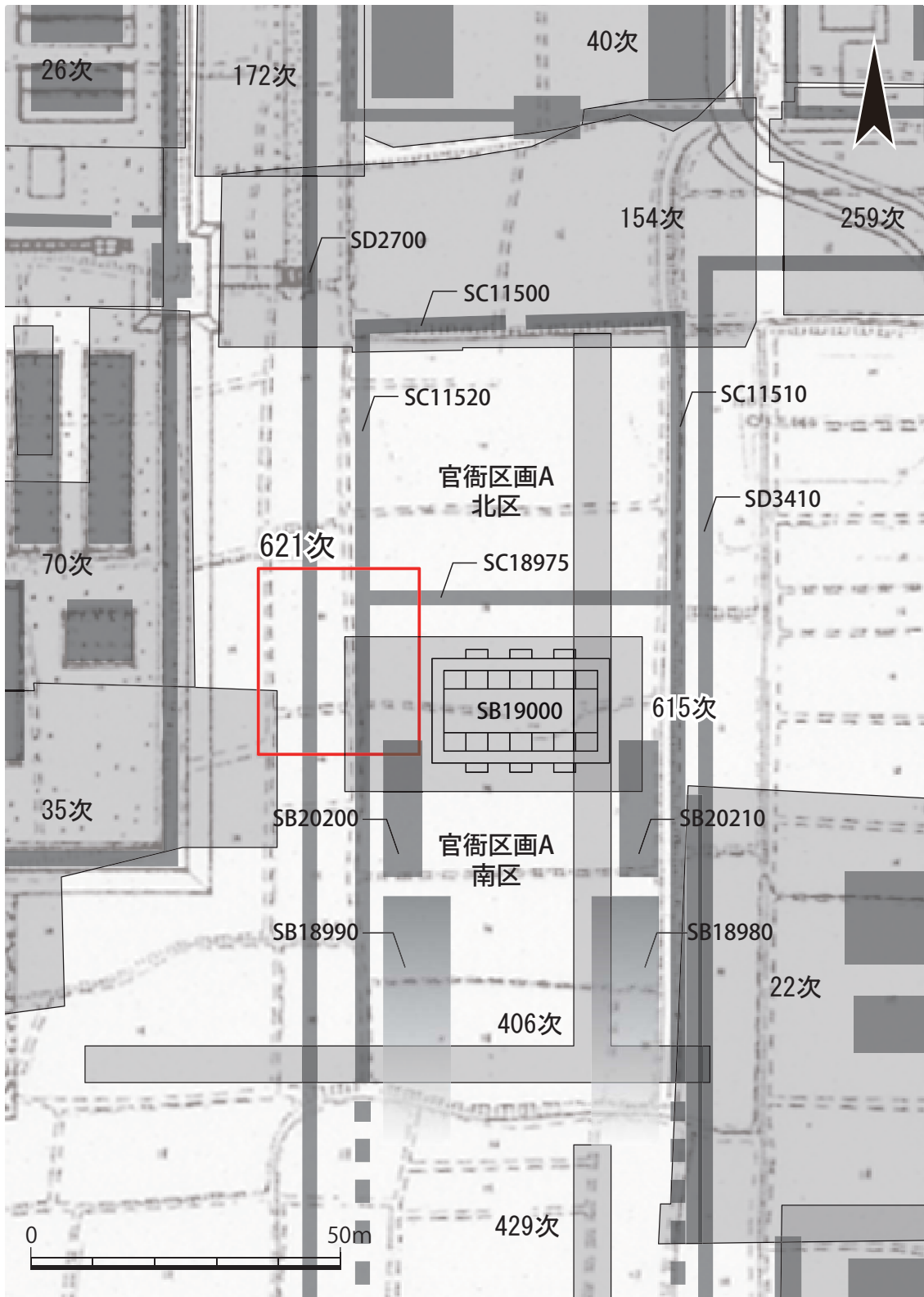


図2 今回の調査地周辺

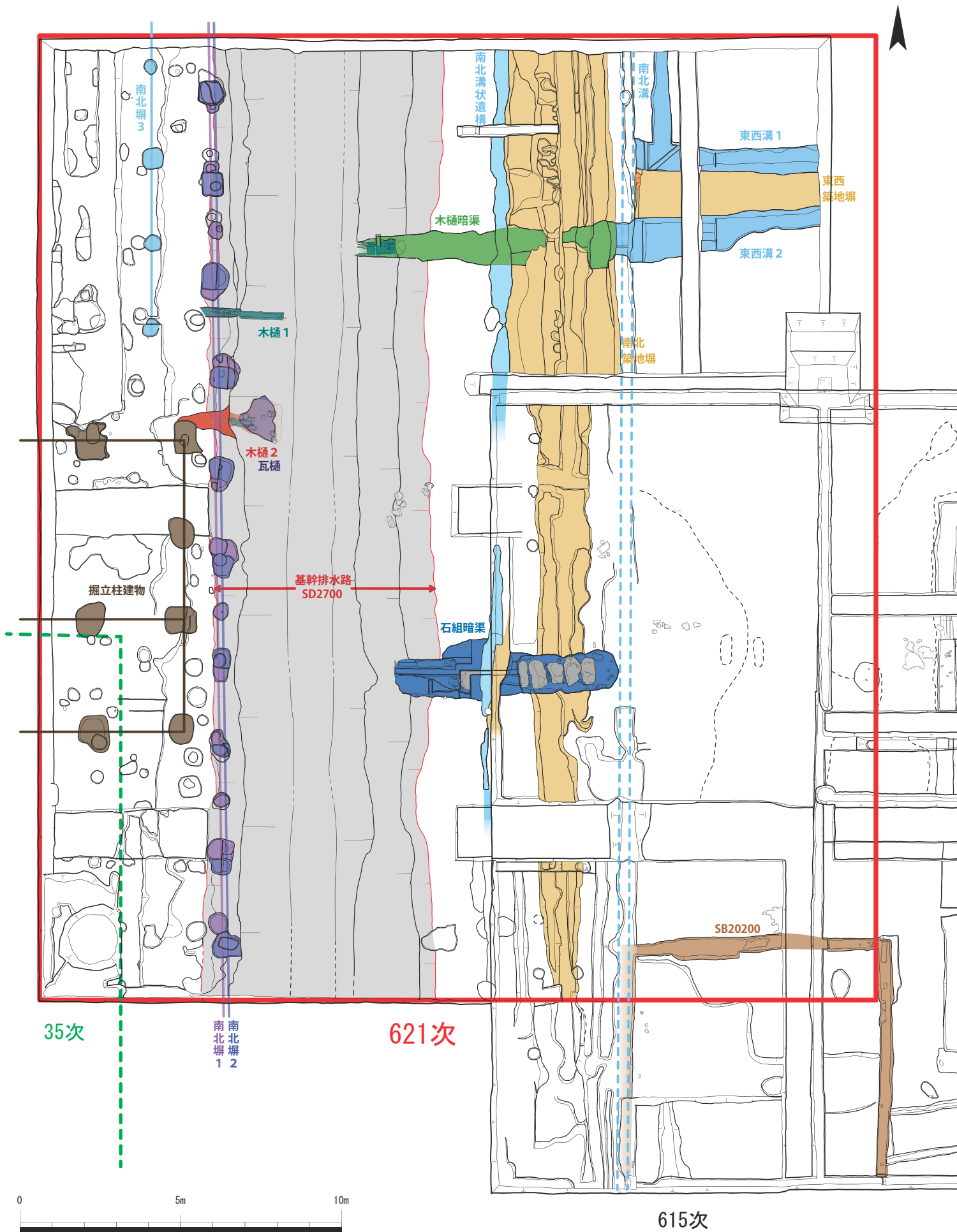


图3 第621次遺構圖 (S=1/150)

西

東

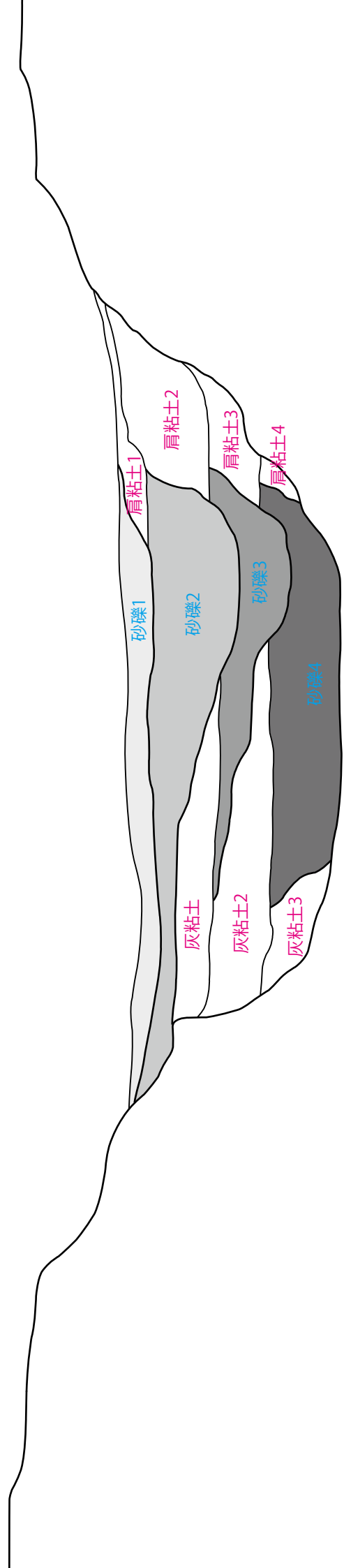


图4 基幹排水路SD2700 土層断面模式图



# 平城621次調査出土木簡

210217

※2021年2月5日段階で出土点数約1200点（うち削屑約900点）

・右兵衛府 移 中衛府 □□□□□□□□

・使如件 故移

(199) ・ (10) ・ 3 081 MQ43 西ノ 肩粘土1

自和銅元年尽天平元年初大舍人

寮考文 卅六卷

154・28・5 032 MM43 西口 灰粘土2

○第廿四櫃

95・31・2 011 MT43 西口 肩粘土1

諸陵寮頭外従五位下土師宿祢千村

(214) ・ (8) ・ 3 081 M042 東ノ 灰粘土2

志太郡 駿河国 富士郡

225・61・9 065 M043 西ノ 肩粘土2

(参考)

『続日本紀』天平三年（七三一）正月丙子（二十七日）条

授正三位大伴宿祢旅人、従二位。（中略）正六位上息長真人名代・当麻真人広人・巨曾倍朝臣足人・紀朝臣多麻呂・引田朝臣虫麻呂・巨勢朝臣又見・大伴宿祢御助・佐伯宿祢人足・佐味朝臣足人・佐伯宿祢伊益・土師宿祢千村・簡集宿祢虫麻呂・物部韓国連広足・船連乗・難波連吉成・田辺史広・葛井連広成・高丘連河内・秦忌寸朝元、並外従五位下。

『続日本紀』天平三年（七三一）六月庚寅（十三日）条

（前略）外従五位下土師宿祢千村、為諸陵頭。（後略）

『続日本紀』天平四年（七三二）九月乙巳（五日）条

（前略）外従五位下土師宿祢千村、為備前守。（後略）